

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)			
設置者		社会福祉法60	地方公共団体, 社会福祉法人等							
基本方針		2	①無料又は低額な料金で, 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって, 家族による援助を受けることが困難なものを入所させ, 食事の提供, 入浴等の準備, 相談及び援助, 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより, 入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 ②入所者の意思及び人格を尊重し, 常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 ③地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い, 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに, 市町村, 老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない	2	同左	3	①無料又は低額な料金で, 高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ, 食事の提供, 入浴等の準備, 相談及び援助, 健康管理, 社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより, 入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。 ②入所者の意思及び人格を尊重し, 常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 ③地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い, 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに, 市町村, 老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			
人員基準	職員の資格要件		5	①軽費老人ホームの施設長は, 社会福祉主事若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ②生活相談員は, 社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない	39 (準用5)	同左	10 (準用5)	同左		
	職員の専従		6	職員は, 専ら当該軽費老人ホームの職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし, 入所者の処遇に支障がない場合には, この限りでない	39 (準用6)	同左	10 (準用6)	同左		
	従業員の員数	施設長	11	常勤専従で1, ただし管理上支障がない場合は, 同一敷地内の他事業兼務ができる		37	常勤専従で1, ただし管理上支障がない場合は, 同一敷地内の他事業兼務ができる			
		生活相談員		入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上(うち1人以上は常勤) ※特定施設入居者生活介護(介護予防・地域密着型含む)を行う場合は支障がないときは, うち1人を置かないことができる			入所者の数が170以下:常勤換算で1以上 入所者の数が171を超える:常勤換算で2以上 (うち1人を主任生活相談員とする。ただし, 他の社会福祉施設等に併設されておらず, 入所者の数が50以下の場合はこの限りでない) (うち1人以上を常勤, 主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員)			
		介護職員		一般入所者の数が30以下:常勤換算で1以上	うち1人以上は常勤 (併設施設との連携等により, サービス提供に支障がない場合, 入所者全員の同意をあらかじめ得て, うち1人を置かないことができる)		常勤換算で1以上	6	入所者の数が80以下:常勤換算で4以上 入所者の数が80を超えて200以下:常勤換算で4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 入所者の数が200を超える:常勤換算で10に実情に応じた適当数を加えて得た数 (うち1人を主任介護職員とする)	
				一般入所者の数が30を超えて80以下:常勤換算で2以上						
				一般入所者の数が80を超える:常勤換算で, 2に実情に応じた適当数を加えて得た数						
		看護師		-			-		入所者の数が130以下:常勤換算で1以上 入所者の数が130を超える:常勤換算で2以上 (うち1人以上は常勤)	
		栄養士		1以上(うち1人は常勤, ただし入所定員が40以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携により効果的な運営が期待できる場合は置かないことができる)			1以上(支障がない場合は置かないことができる)		1以上(常勤)	
	事務員	1以上(うち1人は常勤, ただし入所定員が60以下または併設があり支障がない場合は置かないことができる)		1以上(支障がない場合は置かないことができる)		2以上(うち1人は常勤, 入所定員が110人を超える場合はうち2人は常勤)				

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	軽費老人ホーム		条文	都市型軽費老人ホーム（第4章）	附則	軽費老人ホームA型（経過措置・附則）	
人員基準	従業員の員数	医師	11	-		37	-	6	入所者に対し健康管理等を行うために必要な数	
		調理員 その他職員		実情に応じた適当数（調理業務の全部が委託の場合、調理員を置かないことができる）	【サテライト型施設の基準緩和】 以下に掲げる本体施設の場合には、それぞれに定める職員により入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者 二 診療所 その他の従業者		実情に応じた適当数 ※調理業務の全部を委託する等の場合で、支障がないときは調理員を置かないことができる		実情に応じた適当数	
		宿直義務		夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない			夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない		夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせなければならない。	
		自炊の支援	-	-	38	入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない	-	-		
	入所定員		-	-		35	20人以下	-	-	
規模		-	-		-	-	4	50人以上		
設備基準	構造の一般原則		3	①配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 ②立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない		39（準用3）	同左	10（準用3）	同左	
	設備の専用		4	軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない		39（準用4）	同左	10（準用4）	同左	

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)
設備基準	設備の基準		①建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ②都道府県知事等が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		同左		同左
	居室	定員	1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人)	1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人)	原則1人		
		位置	地階に設けてはならない	地階に設けてはならない	地階に設けてはならない		
		居室の床面積	21.6㎡以上(洗面、便所、収納等を除いた有効面積で14.85㎡以上)ただし2人の場合は31.9㎡以上	7.43㎡(収納設備を除く。)以上	6.6㎡(収納設備を除く。)以上		
		設備	洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること	-	-		
		ブザー等	緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること	緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること	-		
	談話室、娯楽室、集会室		-	-	設置する		
	静養室		-	-	設置する		
	食堂		設置する	設置する	設置する		
	浴室	構造	老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること	同左	同左		
	洗面所		設置する	設置する	設置する		
	便所		設置する	設置する	設置する		
	医務室		-	-	診療所とすること		
	調理室	構造	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること		
	職員室		-	-	設置する		
	面談室		設置する	設置する	設置する		
	洗濯室又は洗濯場		設置する	設置する	設置する		
	宿直室		設置する	設置する	設置する		
	事務室他		事務室その他運営上必要な設備を設ける	事務室その他運営上必要な設備を設ける	事務室その他運営上必要な設備を設ける		
	※居室(ユニット型)	定員	1人(例外2人)	-	-		
		位置	地階に設けてはならない	-	-		
		居室の床面積	15.63㎡以上(洗面、便所、収納等を除いた有効面積で13.2㎡以上)ただし2人の場合は23.45㎡以上	-	-		
		設備	洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる	-	-		
			ブザー等	緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること	-	-	
	※共同生活室(ユニット型)		①同一区画内の入所者が交流し共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ②必要な設備及び備品を備えること	-	-	-	
	その他設備基準	放送設備	施設内に一斉に放送できる設備を設置すること	施設内に一斉に放送できる設備を設置すること	-		
		エレベーター	居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること	-	-		
		自炊施設	-	原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること	-		

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)
運営基準	入所申込者に対する説明	12	①サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ②契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。	39 (準用 12)	同左	10 (準用 12)	同左
	対象者	13	一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。 二 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。	39 (準用 13)	同左	10 (準用 13)	
	運営規定	7	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入所定員 四 提供するサービスの内容 五 施設の利用にあたっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項	39 (準用 7)	同左	10 (準用 7)	同左
	非常時災害対策	8	①消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ②非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	39 (準用 8)	同左	10 (準用 8)	同左
	記録の整備	9	①設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②入所者のサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 提供するサービスに関する計画 二 行った具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	39 (準用 9)	同左	10 (準用 9)	同左
	入退所	14	①入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。 ②入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。 ③入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	39 (準用 14)	同左	10 (準用 14)	同左
	サービスの提供の記録	15	提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	39 (準用 15)	同左	10 (準用 15)	

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)
運営基準	利用料の受領	16	①入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 一 サービスの提供に要する費用 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) 三 居住に要する費用 四 居室に係る光熱水費 五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 六 その他、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ②あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 ③生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。	39 (準用 16)	同左	7	①入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。 一 サービスの提供に要する費用 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) 三 居室に係る光熱水費 四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの ②サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 ③生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。
	サービス提供の方針	17	①安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。 ②職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ③入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ④身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	39 (準用 17)	同左	10 (準用 17)	同左
	食事	18	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。	39 (準用 18)	同左	10 (準用 18)	同左
	生活相談等	19	①常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 ②要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。 ③常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ④入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 ⑤2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。 ⑥入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。	39 (準用 19)	同左	10 (準用 19)	同左
	居宅サービスの利用	20	入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。	39 (準用 20)	同左	10 (準用 20)	同左
	健康の保持	21	①入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。 ②入所者について、健康の保持に努めなければならない。	39 (準用 21)	同左	8	入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない
	施設長の責務	22	①軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 ②職員に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	39 (準用 22)	同左	10 (準用 22)	同左

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)
運 営 基 準	生活相談員の責務	23	①生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 二 苦情の内容等の記録を行うこと。 三 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 ②生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。	39 (準用 23)	同左	9	①生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 二 苦情の内容等の記録を行うこと。 三 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。 ②主任生活相談員は、このほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。 ③主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない
	勤務体制の確保等	24	①入所者に対し、適切なサービスを行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。 ③職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	39 (準用 24)	同左	10 (準用 24)	同左
	定員の遵守	25	入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	39 (準用 25)	同左	10 (準用 25)	同左
	衛生管理等	26	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 四 その他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。	39 (準用 26)	同左	10 (準用 26)	同左
	協力病院等	27	①入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	39 (準用 27)	同左	10 (準用 27)	同左
	掲示	28	見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	39 (準用 28)	同左	10 (準用 28)	同左
	秘密保持等	29	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	39 (準用 29)	同左	10 (準用 29)	同左
	広告	30	広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	39 (準用 30)	同左	10 (準用 30)	同左

◆軽費老人ホームにおける基準省令の整理(社会福祉法)
※軽費B型は新設不可, かつ福岡市内に現存しないため割愛

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	軽費老人ホーム	条文	都市型軽費老人ホーム(第4章)	附則	軽費老人ホームA型(経過措置・附則)
運 営 基 準	苦情への対応	31	①サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③サービスに関し、都道府県(含む政令中核市)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④都道府県からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。	39 (準用 31)	同左	10 (準用 31)	同左
	地域との連携等	32	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ②その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	39 (準用 32)	同左	10 (準用 32)	同左
	事故発生防止及び発生時の対応	33	①事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。 ②入所者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに都道府県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④入所者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	39 (準用 33)	同左	10 (準用 33)	同左